

第9期荒川区高齢者プラン — 概要版 —

第1章 第9期荒川区高齢者プランの策定に当たって [P.1~]

(1) 第9期プラン策定の目的

- 荒川区の高齢者数は、令和5年10月1日現在49,178人、高齢化率は22.5%であり、第8期プラン策定時の令和2年からほぼ横ばいとなっている。
- また、区の人口に占める後期高齢者人口(75歳以上)の割合は12.5%で、令和2年10月時点の12.0%より増加しており、荒川区の高齢者数は、今後も後期高齢者人口の割合が増加することが見込まれる。
- 第8期プランでは、地域包括ケアシステムの構築の深化・推進と地域共生社会の実現に向けた取組を進めるとともに、団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年(2025年)を見据え、施策に取り組んできた。
- 第9期プランでは、第8期プランにおいて地域包括ケアシステムの5本柱(生活支援・介護予防・介護・住まい・医療)に沿って設定した基本方針を継承しつつ、様々なニーズのある要介護高齢者が増加することなどを見据えた施策等を検討・推進し、誰もが安心して住み続けることができる地域社会の実現を目指す。

(2) 法的位置付け

老人福祉法第20条の8に基づく区市町村老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく区市町村介護保険事業計画を一体のものとして策定する。

(3) 計画期間

令和6年度～令和8年度の3年間

(4) 第9期プラン策定のためのアンケート調査の実施

プランの策定に当たって、区民及び介護保険サービス提供事業所の意向、要望、現状を把握することを目的に、区民向け調査と事業所向け調査を実施した(実施時期：令和4年8月1日～8月26日、令和4年11月1日～11月25日)。

| 区分 | 調査名 | 調査対象 | 発送数 | 回答数(率) |
|-----|------------------|--|-------------------|-------------------|
| 区民 | 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 | 65歳以上の区民(要介護認定者を除く) | 3,000人 (無作為抽出) | 1,941人 (64.7%) |
| | 在宅介護実態調査 | 要支援・要介護認定者で、在宅で生活している区民 | 2,000人 (無作為抽出) | 1,116人 (55.8%) |
| 事業者 | 事業者向け調査 | 区内の居宅介護支援事業所 区内の在宅サービス事業所 区内の施設・居住系サービス事業所 | 236事業所 (悉皆) | 136事業所 (57.6%) |

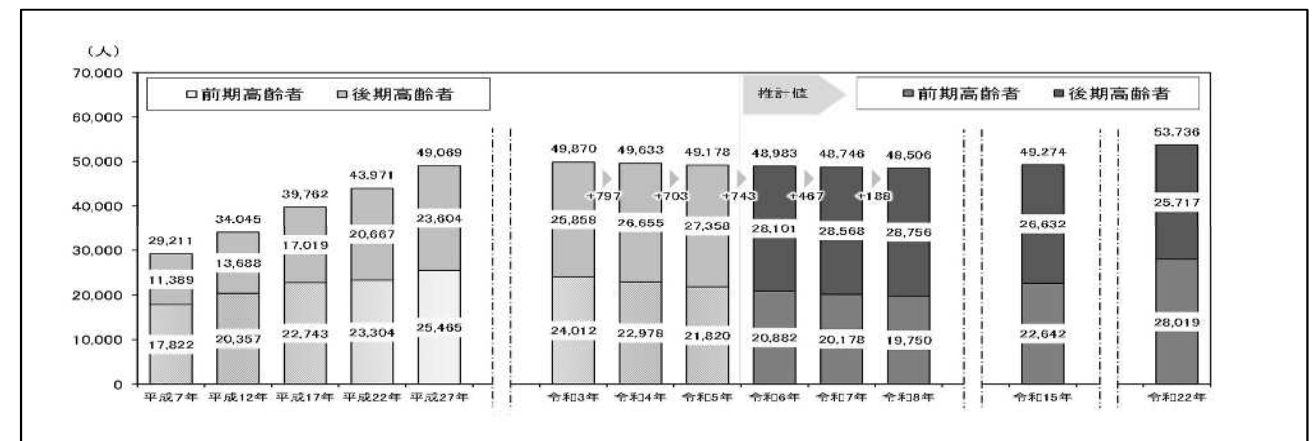
(5) 計画の進行管理

第9期プランにおいては、これまでの計画を深化・発展させて、計画の進捗を把握・分析・評価できるよう成果指標及び活動指標を設定した。この指標を計画の進行管理に活用する。

第2章 高齢者を取り巻く状況 [P.9~]

◆前期・後期高齢者人口の推移

- 平成30年に後期高齢者人口が前期高齢者人口を上回った。その後も同様の傾向が継続しており、第8期プラン期間中(令和3年～令和5年)も、前期高齢者人口が減少傾向であるのに対し、後期高齢者人口は増加し続けている。
- 令和7年(2025年)には、いわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となることから、後期高齢者人口が更に増加することが見込まれる。
- その後は、「団塊ジュニア」が高齢者になる令和22年(2040年)にかけて、高齢者人口が増加し、前期高齢者人口が後期高齢者人口を上回り、構成比が逆転するものと予測される。



第3章 第8期荒川区高齢者プラン(重点事業)の評価と今後の取組 [P.35~]

- 地域包括ケアシステムを構成する5本柱に沿って取り組んできた第8期プランの重点事業について、評価を行った。
- その成果等を踏まえ、今後とも、必要な時に必要なサービスを組み合わせるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指す。

第4章 第9期荒川区高齢者プランにおける施策の推進 [P.48~]

(1) プランの基本理念・基本目標・基本方針

これまで掲げてきた基本理念、基本目標を継承しつつ、地域包括ケアシステムの5本柱に沿った基本方針のもと、地域で安心して住み続けるために必要な施策を一層推進する。

基本理念 「健康づくりで元気に」「自立を目指して」「ともに支えあって」

基本目標 地域の連携と支援により、
安心して住み続けることができるまち あらかわ

基本方針1 高齢者の社会参加の促進と地域共生社会実現への取組(生活支援)

基本方針2 介護予防と健康づくりの推進(介護予防)

基本方針3 介護サービスの充実(介護)

基本方針4 高齢者の住まいの確保(住まい)

基本方針5 在宅医療・介護・福祉の連携推進(医療)

(2) 第9期プランにおける施策の方向

●基本方針1

| 【施策の方向】(1-1) 就労・生涯学習の推進、(1-2) 地域活動へ向けた場づくりの支援、(1-3) 地域ぐるみのみまもり・支援体制の強化 | |
|--|---|
| 主な事業 | 主な内容 |
| シルバー人材センター、授産場 | 受注と会員数拡大を図り、高齢者の就業を促進 |
| ふれあい絆・活サロン補助事業 重点事業 | コロナ禍による活動休止の影響を踏まえ、活動再開の支援のため、サロンへの補助を拡充【充実】 |
| 地域パートナー団体、担い手の育成・支援 重点事業 | 様々な地域課題を解決するための活動を支援するとともに、区内全ての地域に活動の場を創設できるよう支援【充実】 |
| 高齢者みまもりネットワーク事業 重点事業 | 個々の状況に応じた見守りの展開等、高齢者が安心して生活できるよう見守り体制の更なる強化 |
| 高齢者向けの各種サービス | 高齢者が住み慣れた地域で自立した在宅生活を営むことができるよう、ふろわり200の拡充【充実】 |

●基本方針2

| 【施策の方向】(2-1) 健康づくりの推進、(2-2) 効果的な介護予防の推進、(2-3) 認知症と共生する地域づくりと予防 | |
|--|---|
| 主な事業 | 主な内容 |
| 荒川ころばん・せらばん・あらみん体操（荒川区健康づくり体操） 重点事業 | 子どもから高齢者まで、幅広い世代に向けた荒川区健康づくり体操の普及 |
| 荒川ころばん体操リーダー養成・支援 重点事業 | 荒川ころばん体操リーダー養成講座の充実、リーダー活動への支援 |
| 介護予防・生活支援サービス事業 重点事業 | 公衆浴場及び民間事業者を含め、あらゆる社会資源を活用した介護予防サービスの拠点の面的整備【充実】 |
| 認知症に関する普及啓発・予防・個別支援 重点事業 | 認知症施策推進計画の策定【新規】、損害賠償責任保険や外出支援の推進【新規】 |
| チームオレンジの推進 | 認知症サポーターや地域包括支援センター等を構成員とするチームを立ち上げ、認知症本人や家族を支援【新規】 |

●基本方針3

| 【施策の方向】(3-1) 介護人材の確保・定着・育成の強化、(3-2) 介護サービス基盤の整備(3-3) 介護者への支援 | |
|--|--|
| 主な事業 | 主な内容 |
| 介護職の魅力向上 | 介護の仕事の魅力を伝え、介護に対して抱いているイメージを向上させるための情報発信【新規】 |
| 介護サービス事業者における人材の確保・定着支援 重点事業 | 介護職未経験者向けに入門的研修の実施【新規】、介護支援専門員の資格取得や更新に係る費用を助成 |
| 区立特別養護老人ホームの管理運営 重点事業 | 一人一人の心身の状況に寄り添った支援の実施、老朽化した施設の大規模改修に着手【充実】 |
| BCP（業務継続計画）の定着支援 | 事業所でBCPの実効性を高めるための研修や訓練が適切に行われるよう支援【充実】 |
| ケアラーへの支援 重点事業 | ヤングケアラーを含むケアラーの理解促進等の取組【充実】、重層的な支援体制の整備に向けた取組 |

●基本方針4

| 【施策の方向】(4-1) 住まいへの支援、(4-2) 住まいの確保、(4-3) バリアフリー化の促進 | |
|--|--|
| 主な事業 | 主な内容 |
| 民間賃貸住宅の入居等の支援 重点事業 | 緊急通報システム等見守りツール活用の更なる充実策の検討、家主が加入する保険に対する助成要件の拡充【充実】 |
| 高齢者・重度要介護者の防災対策 重点事業 | 個別避難計画作成の必要性・重要性を理解いただく取組強化による計画策定率の向上【充実】 |
| 住まいに関する相談体制 | 高齢者等の住まいに関する相談体制の充実、空き家化予防に対する周知・啓発 |
| 民間主導による高齢者向け住宅の整備支援 重点事業 | 民間事業者による都市型軽費老人ホームの整備促進をはじめ、高齢者の多様なニーズに合わせた施設・住宅の確保 |

●基本方針5

| 【施策の方向】(5-1) 在宅医療と介護の推進、(5-2) 地域包括支援センターの機能の充実、(5-3) 尊厳ある生活の支援 | |
|--|---|
| 主な事業 | 主な内容 |
| 医療と福祉の連携推進事業 重点事業 | 連携シート活用による介護と医療の速やかな連携、在宅療養連携推進会議・医療連携会議の開催 |
| 地域包括支援センター事業 重点事業 | 更なる周知活動の推進、センター職員の対応力向上や関係部署との連携強化 |
| 高齢者虐待対策事業 重点事業 | 関係機関との協力体制強化、弁護士による専門相談や有識者によるスーパーバイズの充実 |
| 成年後見事業 重点事業 | 申立て人がいない等の場合の区長申立ての実施、関係機関と連携した効果的な支援体制作り |

第5章 介護保険事業計画 [P.86~]

第9期介護保険事業計画では、介護保険制度の改正や第8期計画の実績等を踏まえた上で、令和6年度から令和8年度までの介護保険事業運営に必要なサービス量や保険給付費等を推計し、第1号被保険者の介護保険料等を定める。

(1) 介護保険事業の現状

① 介護サービス利用者数の推移（年間）

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 利用者数 | 100,660人 | 102,649人 | 101,962人 | 104,516人 | 106,351人 |

※居宅サービス等、地域密着型サービス等、施設サービスの計

② 保険給付費の推移（年間）

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 給付費 | 14,701,893千円 | 15,218,954千円 | 15,366,236千円 | 15,748,662千円 | 15,854,842千円 |

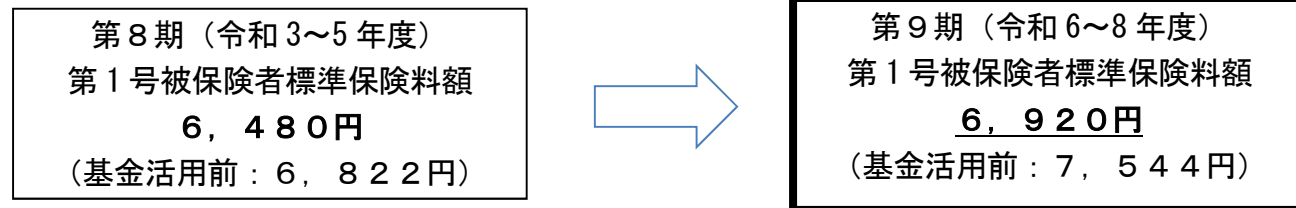
※居宅サービス等、地域密着型サービス等、施設サービス、その他サービスの計

(2) 介護保険料の算定

① 第1号被保険者の標準保険料額の算定

第1号被保険者の負担割合に基づき算出した介護保険事業費の第1号被保険者負担分相当額に、介護給付費準備基金の取崩額等を勘案して算出する。

○標準保険料額



② 所得段階別保険料額の設定

所得に応じた負担のバランスを図るため、第8期と同様に国の標準段階(第9期計画は13段階)よりさらに細やかに15段階に設定する。

| 基準額/月 | 所得段階 | 保険料率 | 保険料/月 | 所得段階 | 保険料率 | 保険料/月 |
|--------|------|-----------------|--------------------|-------|------|---------|
| 6,920円 | 第1段階 | 0.43 (0.26) | 2,976円 (1,799円) | 第9段階 | 1.85 | 12,802円 |
| | 第2段階 | 0.65 (0.45) | 4,498円 (3,114円) | 第10段階 | 2.25 | 15,570円 |
| | 第3段階 | 0.69 (0.685) | 4,775円 (4,740円) | 第11段階 | 2.75 | 19,030円 |
| | 第4段階 | 0.85 | 5,882円 | 第12段階 | 3.20 | 22,144円 |
| | 第5段階 | 1.00 | 6,920円 | 第13段階 | 3.30 | 22,836円 |
| | 第6段階 | 1.10 | 7,612円 | 第14段階 | 3.40 | 23,528円 |
| | 第7段階 | 1.30 | 8,996円 | 第15段階 | 3.50 | 24,220円 |
| | 第8段階 | 1.55 | 10,726円 | | | |

※第1段階から第3段階の（ ）内は、国の保険料負担軽減措置を反映した数値

(3) 自立支援・重度化防止等に向けた取組

主に下記の事業を推進し、高齢者の自立支援や重度化防止に取り組んでいく。

- ・地域ケア会議の充実
- ・介護予防・生活支援サービス事業の充実

(4) 介護給付適正化の取組(荒川区介護給付適正化計画)

適正化の取組を進めることで、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促していく。

第9期計画では、「要介護認定の適正化」「ケアプラン等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」の主要3事業について取組を推進していく。